

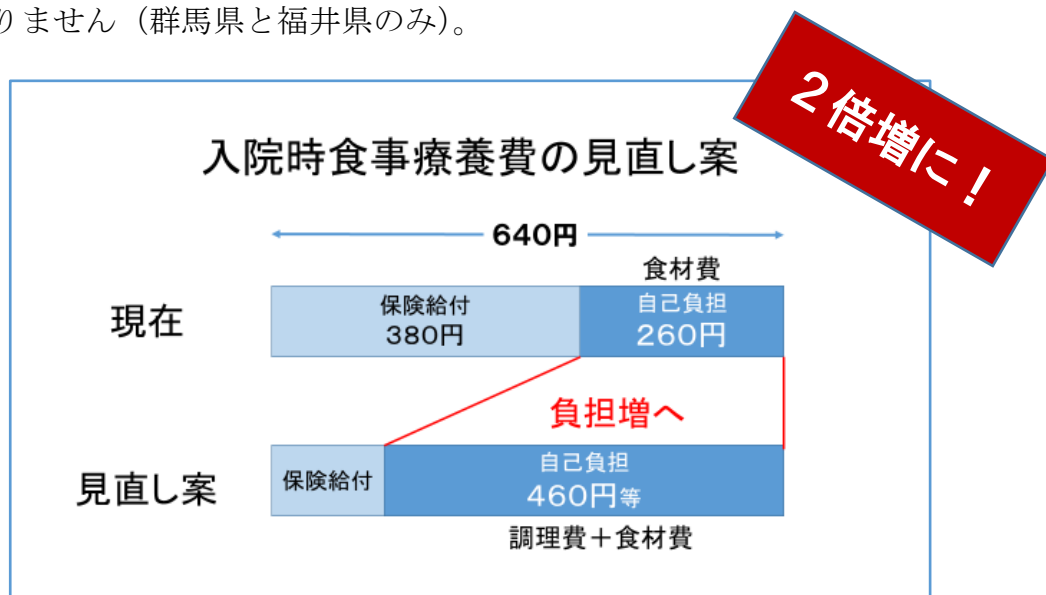
■入院の食費 月額 4 万 2000 円（約 2 倍）！？

厚労省は 7 月、来年 2014 年の通常国会へ関連法案を提出するため、入院給食費を、一食 260 円から「調理費」相当分を加えた 460 円へ引き上げる案を社会保障審議会医療保険部会に提示しました。

一般病床の食費は、現在 1 食 640 円となっています。このうち「食材費」として 260 円を患者が負担し、残りは医療保険から給付されています（住民税非課税の場合は 210 円）。療養病床の場合は、すでに「調理費」も加えた 460 円が自己負担となっています（透析患者など医療区分 2 の場合は 260 円）。

引き上げる理由として、厚労省は保険財政の「適正化」と称し、在宅患者との「公正性」を挙げています。

引き上げが現実のものとなれば、1 カ月の入院食事にかかる負担は、現在の額（約 2 万 3000 円）から約 2 倍（約 4 万 2000 円）へ一挙に増えることとなります。自治体の障害者医療費助成によって、この負担を軽減できる地域はほとんどありません（群馬県と福井県のみ）。



入院給食は、そもそも医師や管理栄養士が管理を行い医療の一環として位置づけられています。「公平性」を指摘するのであれば、むしろ在宅で治療食が必要な患者にも栄養指導を充実させ負担軽減をすべきであり、入院患者の自己負担を増やすべきではないと全腎協は考えます。

同部会での議論は、秋以降に再開される見込みです。

全腎協では、8月に予定している厚労省への予算要望の際に、新たに要望項目に加え、緊急に申し入れを行うことにしました。

最新情報については、後日皆さんへお知らせしたいと思います。